

高砂市訓令第8号

集会施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の向上及びコミュニティ活動の活性化に寄与するため、集会施設に関する必要な整備をしようとする自治会等に対し、当該整備に要する費用を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会施設 地区住民の集会等の場として使用する建物をいう。
- (2) 自治会等 自治会、町内会その他地域住民で組織する団体で、高砂市連合自治会に加入しているもの又はこれが連合したものをいう。
- (3) 新築 新たに自治会等が所有権等の権利を取得した土地に集会施設を建設すること又は既存の集会施設の全部を除去した後の土地（自治会等が所有権等の権利を有する土地に限る。）に新たに集会施設を建設することをいう。
- (4) 取得 自治会等が既存の建築物を集会施設として購入することをいう。
- (5) 大規模修繕 自治会等が集会施設に対して行う建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕（第4条に規定する経費が900万円未満のものを除く。）をいう。
- (6) 増改築 自治会等が、既存の集会施設の延べ床面積を増加させること又は既存の集会施設の一部を除去した後、引き続きこれと規模及び構造の著しく異ならないものを建設することをいう。
- (7) 修繕 集会施設の維持管理上必要と認められる補修をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、自治会等に対し、新築、取得、大規模修繕、増改築又は修繕（以下これらを「補助対象事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で集会施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。この場合において、新築、取得又は大規模修繕をしようとする自治会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体でなければならない。

2 前項の規定により補助金を交付することができる集会施設の数、別表第1の左欄に掲げる自治会等の加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、第1号から第3号までに該当する場合で、暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象により被害を受けたときは、この限りでない。

- (1) 新築、取得又は大規模修繕に係る補助金の交付を受けた日から20年を経過する前に当該補助金の交付を受け、又はその日から10年を経過する前に増改築若しくは修繕に係る補助金の交付を受けるとき。
- (2) 増改築又は修繕に係る補助金の交付を受けた日から10年を経過していないとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から10年を経過する前に当該補助金の交付を受けた自治会等を含む連合が新たに補助金の交付を受けるとき。
- (4) 国、県等の公的助成を受けて補助対象事業を行うとき。
- (5) 次条に規定する経費が50万円未満であるとき。
- (6) その他市長が適当でないとき。

4 第2項の規定により補助金の交付の対象となる複数の集会施設のうち、最初に補助金の交付を受けた集会施設以外の集会施設については、当該集会施設を最初の集会施設とみなして前項の規定を適用する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額及び限度額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「申請者」という。）は、集会施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 当該補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 当該補助対象事業に係る実施設計書（平面図、立面図）及び付近見取図
- (4) 補助対象事業を行うことについて総会等で決定したことを証明する議事録等の写し（議長及び議事録署名人2人以上が署名なつ印したものに限る。）

- (5) 新築及び増改築の場合にあつては、当該自治会等が集会施設の建設用地に対し所有権等の権利を有することを証明する書類
- (6) 集会施設の建設用地が当該自治会等の名義以外の名義である場合にあつては、当該補助対象事業を行うことについて所有者の同意を得たことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 複数の自治会等が連合して補助対象事業を行うときは、前項第4号の規定にかかわらず、当該補助対象事業を行うことについて各自治会等で決定したことを証明する書類（当該各自治会等の代表者が署名なつ印したものに限る。）の提出を必要とするものとする。この場合においては、申請者を選任した旨を記載し、かつ、当該代表者全員が署名なつ印した選任書を添えなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、集会施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（補助対象事業の実施）

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後に当該決定を受けた補助対象事業に着手し、当該年度内に完了しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業に着手するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助対象事業に係る着手届又は契約書の写し
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けなければならない場合にあつては、確認済証の写し

（補助対象事業の内容変更等）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、集会施設整備事業変更申請書（様式第4号）に第6条第1項第1号から第3号までに掲げる書類（変更後のものに限る。）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 第7条の規定は、前項本文の規定による申請があつた場合について準用する。

(補助対象事業の完了報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、集会施設整備事業完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支精算書（様式第6号）
- (2) 当該補助対象事業に係る領収書その他の代金を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 完成写真
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けた場合にあっては、完了検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、集会施設整備事業補助金確定通知書（様式第7号）を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、集会施設整備事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、集会施設整備事業補助金請求書の提出があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 市長は、補助対象事業の円滑な遂行のため必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは当該決定の内容を変更し、又は既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(使用継続の義務)

第16条 補助金の交付を受けた自治会等は、当該交付を受けた日から20年間は、集会施設の廃止又は集会施設としての目的を変更してはならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(補則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

自治会等の加入世帯数	集会施設の数
700世帯以下	1施設
701世帯以上1, 400世帯以下	2施設
1, 401世帯以上2, 100世帯以下	3施設
2, 101世帯以上2, 800世帯以下	4施設
2, 801世帯以上	5施設

別表第2（第4条関係）

補助対象基準表

区分	補助対象経費
新築、大規模修繕、増改築、修繕	本体工事費、設備工事費、耐震工事費、バリアフリー工事費、設計・施工監理費、建築確認申請諸経費
取得	取得に要する費用（土地の購入及び貸借に要する費用を除く。）

別表第3（第5条関係）

区分	補助金の額	限度額
新築、取得、大規模修繕	基準建築費に3分の1を乗じて得た額	1,500万円又は別に市長が定める額
増改築、修繕	補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額	300万円

備考 この表において「基準建築費」とは、19万円に補助対象事業に係る自治会等に加
入する世帯数に0.41を乗じて得た数を乗じて得た額とする。